

No.	質問	回答
1	募集要項を見ると延長育成は評価要素のようですが、18時から19時まで育成をすると延長育成を実施したとなり、加点になるのですか。	公設学童クラブが最大19時までの育成ですので、19時を超えて育成を行う場合、延長育成として評価の対象とします。
2	延長育成を長時間行くと、それだけ加点になるのですか。	民設民営学童クラブも、放課後の児童の健全育成のための場であり、また、主な利用者は小学校低学年であることから、深夜時間帯までの預かりは推奨しておりませんので、延長育成時間の長さがそのまま評価に正比例するものではないとお考えください。学童クラブの運営理念（どのような保護者を対象にして、どのような育成をしたいのか）に照らし、適正な延長育成時間を設定していただければ、と考えます。
3	民設民営学童クラブに選定された場合、保護者への周知は、府中市が協力していただけるのでしょうか。	民設民営学童クラブへの補助決定について、保護者へ情報提供を行う予定です。
4	二方向避難ができることは必須ですか。	一般的に、二方向避難の必要性の有無は、設置予定建築物の構造・面積等により異なってくるものと思われますので、不明な場合は、各自でご確認ください。なお、基準条例上、非常口の設置は必要です。
5	防火管理者の選任は必要ですか。	防火管理者の選任が必要な場合は、設置予定建築物の状況等により異なると考えられますので、不明な場合は、各自でご確認ください。
6	多様な活動について、必ず、放課後児童健全育成事業の育成室（育成室）と別の場所で行わなければならないませんか。	放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、専用の育成室を用意していただく必要があります。したがって、多様な活動はスペースを分けて行ってください。
7	1つの部屋をパーティションで区切って、放課後児童健全育成事業の育成室（育成室）と多様な活動の部屋と分けることは可能ですか。	育成室は開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければなりませんので、パーティションで区切った残りの部分の有効面積が定員×1.65㎡を超えているのであれば可能です。
8	避難口は、通常の入り口とは別に設置するのですか。	お見込みのとおりです。
9	公設学童クラブの令和7年度入会募集スケジュールはどのようになっていますか。	令和7年4月1日付入会については、入会前年度の令和6年11月15日から入会に係る申請書・案内を配布、同月25日より申込受付開始。入会する区分と学年に応じて申込締め切りを設け、令和7年2月下旬頃に入会可否通知書を保護者に送付するスケジュールでした。 その後、各月1日・15日付の年度途中入会受付を令和7年3月1日より実施しています。年度途中入会は4月15日付入会分より受付を実施いたします。
10	民設民営学童クラブの令和8年度の入会募集期間は、補助金の採択状況に左右されてくると思いますが、応募の段階ではどのように設定すればよいのでしょうか。	補助金の選定結果の通知は10月上旬送付を予定していますので、入会募集開始は10月中旬以降に開始してください。入会者決定は1月下旬としてください。その間のスケジュールは任意の月を設定してください。

11	公設学童クラブの一日のスケジュールを教えてください。	公設学童クラブの基本的な一日の流れは以下のとおりです。 【平日】 13:00～ 児童の登館（曜日・学年により登館時間は異なる） 学習・自由遊び 15:00 おやつ 15:30 自由遊び(戸外、室内) 16:30 片付け、帰りの会 17:00 集団下館 17:30 室内で自由遊び ～19:00 帰宅 【土曜日・振替休業日・長期休業日】 8:00 開所、児童の来所 9:00 学習 10:00 自由遊び 12:00 昼食、食休み 13:00 午睡（夏休みのみ） 15:00 おやつ 15:30 自由遊び(戸外、室内) 16:30 片付け、帰りの会 17:00 集団下館 17:30 室内で自由遊び ～19:00 帰宅
12	多様なサービスとは具体的にどのようなものでしょうか。	長期休業期間中の8時以前の育成、19時以降の育成、祝日や日曜の育成、送迎（学校から学童への迎え、学童から自宅への送り、中抜けに際しての送迎）、スポット利用（在籍児童以外の利用）、長期休業期間中の育成、昼食・夕食の提供、中抜け利用・遅れ利用、病児・病後児育成等を想定しています。
13	募集要項に出ている日常育成とは放課後児童健全育成事業で一般的に提供されているもの、という理解でよいでしょうか。	その通りです。なお、日常育成の正確な説明は、厚生労働省の放課後児童クラブ運営指針解説書を参照してください。
14	多様な活動とも多様なサービスともどちらにも含まれるように思える場合は、どのようにすればよいですか	どちらにも含まれそうな場合は、どちらに含めて提案していただいても構いません。 両者の区別は厳密なものではありません。
15	工作教室のように、日常育成とも多様な活動とも、どちらにも含まれるように思える場合は、どのように考えればよいでしょうか。	折り紙や塗り絵、空き箱工作などを子供主体で作る場合は放課後児童健全育成事業と考えますが、外部から招いた工作の先生が技術指導をする場合は多様な活動に属するものと思われます。ただし、両者の区分を厳密に分けることは困難と思われますので、どちらともいえない場合は、どちらに含めても構いません。
16	多様なサービス・多様な活動について、参加はすべて任意とする必要がありますか。	多様なサービス・多様な活動は、保護者の意思に基づき、事業者と保護者の間で個別に契約をしていただくものですので、原則として参加や利用は任意なものです。 このため、育成料とその他の部分について、抱き合わせの契約とはしないでください。
17	多様なサービス・多様な活動については、放課後児童健全育成事業分と経理を分けて行う必要がありますか。	補助金の申請・実績報告いずれも、放課後児童健全育成事業分と多様なサービス等の項目を分けて経費・収入等を申請していただきますので、普段から分けて経理をお願いします。
18	多様な活動について、民設民営学童クラブの入会児童以外の児童が参加することは可能ですか。	可能です。 なお、多様な活動のみに参加する児童は、放課後児童健全育成事業の児童数に含めないでください。
19	多様な活動は内容に制限はないのですか。	募集要項では制限は設けていませんが、放課後児童健全育成事業と目的を異にする公共性に欠ける事業は対象となりません。保護者や児童のニーズに沿った、適切な内容のものであるべきと考えます。
20	入会説明会は各事業者で行うのですか。	各事業者で行ってください。合同説明会の予定はありません。
21	入会期間は1年間とする必要がありますか。	年度単位（4/1～3/31）としてください。
22	休会制度は設ける必要がありますか。	公設学童クラブでは制度がありますが、民設民営学童クラブにおいては、実施は任意です。
23	市外在住の児童は入会させることはできますか。	原則不可となります。

24	募集要項における、費用と育成料、延長育成料の違いはどこにありますか。	育成料：放課後児童健全育成事業にかかる費用。平日は放課後から19時まで、長期休業期間は8時から19時までの利用料金。（公設学童クラブと同額の設定としてください） 延長育成料：上記時間を超える部分の放課後児童健全育成事業にかかる費用。（事業者の任意で設定してください） 間食費：公設学童クラブの開所時間帯中に提供されるおやつ料金。 費用：上記育成料、延長育成料、間食費、多様なサービス・多様な活動にかかる利用料金すべてを指す用語。
25	育成料・間食費の設定について、公設学童クラブの育成料・間食費と同程度、となっていますが、府中市の育成料・間食費の設定はどのようになっていますか。	府中市の場合、18時までの利用料金は、週の利用日数にかかわらず月額5,000円、間食費が1,800円です。なお、長期休業期間中も同一料金です。 また、18時1分から19時までを延長育成時間としており、延長育成料は月額2,000円またはスポット利用（1回あたり）400円としています。
26	（上記の続き）放課後児童健全育成事業の育成料とは、18時までの利用料金のことのみを指すのか、19時までの延長育成料も含めて指すのか、どちらですか。	募集要項上では、平日は放課後から19時まで、長期休業期間は8時から19時までの利用料金を指して育成料と定義している、とご理解ください
27	（上記の続き）おやつ代は分けて設定する必要がありますか。	公設学童クラブではおやつ代は分けて徴収していますが、必ずしも分けて設定していただく必要はありません。なお、公設学童クラブの場合、おやつは月1,800円としていますので、民設民営学童クラブも同様にしてください。
28	公設学童クラブは減免制度があるとのことですが、民設民営学童クラブでも公設学童クラブに準じて減免制度を設ける必要はありますか。	減免制度の設定は事業者の任意です。 また、公設学童クラブではきょうだい2人の同時入会は1人分の育成料を半額にする制度等がありますが、これについても、実施の有無は事業者の任意です。
29	入会金は設定してよいのですか。	公設学童クラブには入会金の設定は行っていないので、同様にお願います。しかしながら、多様な活動のみの利用者の入会金の設定は事業者の任意となります。
30	多様な活動・多様なサービスについてキャンセル料は徴収してよいのですか。	徴収して差し支えありませんが、事前に、保護者に対してはキャンセル料がいつから発生し、いくらかかるのか、を明瞭にしておいてください。
31	来年度も募集はありますか。	今年度の募集は最終で、今後一切募集しない、ということはありませんが、現状は未定です。
32	敷金は補助金の開設準備経費の対象になりますか。	敷金は開設準備経費の対象となりません。
33	立地によって点数に差はありますか。	児童の通いやすさや交通の便など、立地については総合的に判断して採点しますので、立地によっては点数に差がつく可能性があります。
34	スポット利用は必ず実施しなければならないのですか。	スポット利用に対する保護者のニーズは高いものと考えますが、必ずしもスポット利用を行わなければならないものではありません。
35	募集要項に出ているスポット利用とは、どのような児童を想定されているのか説明してください。	放課後児童健全育成事業の利用者で、事情により1カ月に満たない短期間、入会させる児童を想定しています。
36	スポット利用の利用人数は、放課後児童健全育成事業の在籍人数に含まれますか。	スポット利用の利用人数は、放課後児童健全育成事業の在籍人数（補助を受ける際の児童数）には含まれますので、無制限に受け入れることはできません。
37	多様な活動のみに参加する児童は、スポット利用の人数等に含まれますか。	多様な活動のみに参加する児童は、放課後児童健全育成事業の利用者に含まれませんので、スポット利用の人数にも含まれません。
38	多様な活動を行う場所についても、面積要件を充足させる必要がありますか。	面積要件を充足させる必要はありません
39	学童クラブを夏休みのみ利用する児童は、入会児童に含まれますか。また、スポット利用になりますか。	場合によって異なります。 ・入会要件を満たさない児童の場合 →多様な活動のみの利用となりますので、入会児童には含まれず、かつ、スポット利用にも該当しません。 ・入会要件を満たし、かつ、夏休み期間（7月21日～8月31日）の場合 →月を単位として判定します。よって、7月21日～7月31日は1カ月未満の利用となるため、スポット利用となります。また、8月は1カ月常時の利用となるので、通常の利用となります。 ・入会要件を満たし、かつ、冬休み期間（12月26日～1月7日）の場合 →12月も1月も1カ月未満の利用のため、いずれもスポット利用となります